

## VI 場面ごとの当事者、支援者、市町の主な対応



### ○場面ごとに必要な対応の整理

障害種別ごとの特徴やニーズを踏まえ、平時（事前の備え）、発災時（初動）、一時避難、避難所（福祉避難所含む。）など、時間の経過に伴う場面ごとに必要な対応について整理する。

- |               |                     |       |    |
|---------------|---------------------|-------|----|
| <b>当事者</b>    | （要配慮者及び同居する家族）      | ・・・・・ | 自助 |
| <b>支援者</b>    | （地域における多様な支援団体及び個人） | ・・・   | 共助 |
| <b>市町</b>     | （自治体及び自治体が派遣した支援者）  | ・・・   | 公助 |
| <b>避難所運営者</b> | （共助、公助の両者あり）        |       |    |

### 1 平時（事前の備え）

区分	項目	ページ
1-1	避難行動要支援者名簿の作成・情報提供	24
1-2	災害情報の伝達	24
1-3	当事者からの情報発信	25
1-4	避難支援方法の確認	26
1-5	避難場所や経路の確認	27
1-6	避難時の携行品	27
1-7	居宅（室）内での安全確保	28
1-8	外出時の対応	28
1-9	避難訓練への参加	29
1-10	必要物資の調達	29
1-11	福祉避難所の事前確認	30
1-12	避難場所等から福祉避難所等への移送	30
1-13	支援者間の連携	31
1-14	支援者の育成及び専門スタッフの確保	31

## 1－1 避難行動要支援者名簿の作成・情報提供

**当事者**・避難支援等の必要性を理解し、避難支援等関係者への避難行動要支援者名簿の情報の提供や個別計画の作成に協力する。

**支援者**・名簿情報の守秘義務について、意識向上を図るとともに、災害時における情報入手方法を整理しておく。

**市町**・必要な個人情報を利用し、避難行動要支援者名簿を作成する。

- ・避難行動要支援者からの同意を得て、平常時から消防機関や民生委員等の避難支援等関係者（支援者）に情報提供する。
- ・名簿情報の提供を受けた者に守秘義務について十分説明を行うとともに、名簿情報の漏えいの防止のため必要な措置を講ずる。
- ・避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、名簿を定期的に更新する。

## 1－2 災害情報の伝達

**当事者**・市町に、取得可能な情報入手方法を提示するとともに、支援者にも情報提供を行う。  
(視覚・聴覚障害者には特に重要。緊急地震速報等をどう入手するか、支援者とともにチェックすることも有効である)

**支援者**・避難行動要支援者情報取得方法を具体的に把握しておく。

**市町**・情報発信方法を具体的に把握し、災害時の対応体制を整えるとともに、情報の配信テストや、情報伝達訓練等を実施する。

※障害者の特性に応じた災害情報の伝達方法は、P40に整理

## 1－3 当事者からの情報発信

**当事者** • 緊急の連絡先を整理し、通信機器の近くに掲示するなど、実用性のあるものとする。

(※背表紙裏側に「参考様式」を掲載しています。)

また、FAXを使用する場合は、用紙にあらかじめ書ける部分を書いておくなど、即応性のあるものとしておく。

(役所（役場）、消防、警察、医療機関、支援者など)

• 親族や所属団体の連絡先等必要な連絡先を携行品と一緒に持ち出せるよう工夫する。

• アマチュア無線、トランシーバーなど、災害時に影響を受けにくい通信方法が活用できる状況にある者は、平時から交信ネットワークの構築を図る。

**支援者** • 避難行動要支援者の情報発信方法を把握しておく。

**市町** • 事前に把握した避難行動要支援者個々の情報発信方法に基づき受信体制を整えるとともに、送受信テストなどの訓練を実施する。

(災害時等の通信が混み合う状況では、FAXが効果的とされている (その他、LINE、フェイスブック、ツイッター等の活用) )

### (参考)

災害時におけるアマチュア無線の活用は、目的外の使用であるものの、非常時においては有効な通信方法の一つである。

市町における総合的な判断から、対策本部の情報収集機能にアマチュア無線を組み込むとした場合には、地域のクラブ団体と協定を結ぶなど、通信統制機能の確保の検討が必要である。

## 1－4 避難支援方法の確認

**当事者** • 支援者を確認するとともに、避難（誘導）に必要となる支援について、支援者に事前の情報提供を行う。

• 支援者の到着の遅れや、他の者からの支援の申し出など、あらゆる事態を想定して、支援者と詳細な申し合わせをしておく。

• 日中と夜間において支援体制や近隣の協力者の状況が異なる場合を踏まえ、それぞれの状況における支援の受け方を確認しておく。

**支援者** • 避難行動要支援者に必要な支援の確認を行うとともに、居宅のレイアウトの確認など、実際の支援を念頭に置き、詳細な状況把握を行う。

• 平日と休日、日中と夜間などの支援体制が異なる場合は、各支援関係者と連携し、それぞれの状況下での支援体制を確認しておく。

(居住地外の特別支援学校在籍児童生徒や施設入所者)

(支援を担当する者の職業等による対応できない曜日や時間)

• 普段から顔見知りになっておくなど、避難行動要支援者との連携を図る。

(重度心身、知的、精神、発達障害者には特に必要)

(被災により避難路で車いすの使用が不能となる場合も想定すること)

• 季節に対応した避難方法を確認する。

**市町** • 個々のニーズを把握するとともに、平日と休日、日中と夜間の体制が異なる場合の支援対応も含めて、当事者、支援者の意見を聞き個別計画に盛り込む。

• 居住地外の特別支援学校在籍児童生徒や施設入所者など、平日と休日の支援が異なる場合は、関係市町間で連携を図りながら個別計画を作成する。

## 1－5 避難場所や経路の確認

**当事者**・津波や火災など、災害の形態に応じた「避難場所」や避難が長期化する場合の生活の場である「避難所」の所在の確認及び避難場所までの避難経路の情報を取得するとともに、実際の避難において不可欠な設備や経路上に障害等があれば市町へ情報提供する。

**支援者**・居宅からの出入を含め、複数の避難経路の状況や避難に係る所要時間などの確認のため、避難シミュレーションを行い、課題等があれば市町へ情報提供する。

**市町**・複数の避難経路、避難場所を確保し、当事者及び支援者に情報提供するとともに、当事者や支援者等からの情報を確認し、避難路や避難場所の整備（バリアフリー等）や必要な設備の確保に努める。  
(情報を提供する支援者には、障害児者を抱える学校や施設管理者を含める)

## 1－6 避難時の携行品

**当事者**・災害対応においては、必要物資は個人で用意、保管すること（自助）が前提。  
(あらかじめ、品目と保管場所をリスト化するなどが効果的)  
・個人の携行品として持ち出す最低限の物資等を準備するとともに、持ち出す携行品の総量や居宅内での保管場所など必要な情報を支援者に提供する。  
(特別な医薬品が必要な者は、お薬手帳や処方箋等の薬品名が分かるものを携行品に加える。ヘルプカード等の利用も有効)  
・特に、車いすやストレッチャー、呼吸器、吸引器、特殊な装具などの持ち出す資機材については、事前の打合せが必要である。

**支援者**・避難行動要支援者の携行品の確認を行うとともに、効率的な避難が行えるよう、持ち出す資機材について、市町準備品との重複などを整理する。  
・避難行動要支援者の避難支援に必要な人数が確保できているか確認する。

**市町**・必要となる特殊な資材（消耗品）など、被災時に調達が困難と思われる物資の備蓄検討や、個人の携行品に含めることなどの啓発に努める。

## 1－7 居宅（室）内の安全確保

**当事者**・居宅内でのベッド、通信機器の配置の検討や家具の転倒防止対策を講じるとともに、非常時における支援者の出入口の複数確保やその情報提供など、避難誘導における居宅内での作業の安全を確保する。

・倒壊の下敷きや居室に閉じ込められた場合など、いざというときに、助けを求めるための携帯用ブザーや笛（ホイッスル）を携帯しておく。

**支援者**・居宅のチェックやアドバイスを行うなど、当事者からの相談等に対応し、居宅内の安全確保に努める。

**市町**・災害時に身を守る方法の周知や、居宅内の減災対策に関する相談への対応、支援を行う。

## 1－8 外出時の対応

**当事者**・発災時に外出している場合も想定し、支援者と打合せのうえ、短時間で外出中であることを確認できる方法を申し合わせておく。

・外出先で被災した場合は、慌てずに身の安全を確保し、外出先の施設管理者や周囲の人に支援を求めることができるよう、ヘルプカード、意思表示カード等、服用薬が確認できるお薬手帳や処方箋等を携帯しておく。

**支援者**・発災時に支援者が外出中、その他の理由で対応できないことも想定し、複数の担当者を設定のうえ事前の情報共有を行う。

・発災時には携帯電話等の通信機能が麻痺する可能性も高いことから、担当者間の動きや申し合わせ事項を、必要な場合の近隣住民や支援機関への応援要請を含め、事前に整理しておく。

**市町**・個別計画の策定にあたっては、あらゆる状況を想定し、支援者の安全確保を含め、対象者個々の状態・状況に合わせたきめ細やかな検討を行う。

## 1－9 避難訓練への参加

**当事者**・率先して地域の防災（避難）訓練に参加し、近隣住民への認知向上を図るとともに、訓練結果を踏まえ、課題等について、市町、支援者と協議し、対策を講じる。  
(状態により「図上訓練」もあり得る。)

**支援者**・地域の防災（避難）訓練に担当する当事者や家族等とともに参加し、避難支援の検証を行うとともに、課題等について、市町、当事者と協議し、対策を講じる。

**市町**・地域の防災（避難）訓練に障害者が参加できるよう配慮するとともに、訓練結果を確認し、必要に応じて当事者、支援者と協議のうえ、個別計画の見直し等を実施し、必要な対策を講じる。  
(訓練の説明に関して、聴覚障害者への情報保障（手話・要約筆記等の配置）が必要である。)  
(特別支援学校など、障害児者を抱える学校や施設への避難訓練に関する情報提供)

## 1－10 必要物資の調達

**当事者**・避難時の携行品としては、最低3日間分（推奨1週間分）とされているが、障害者特有の装具等、一般の支援物資としての供給が期待できない物資について、多めの個人備蓄を行う。  
・障害者特有の特殊な装具等の調達、配布調整に取り組む障害者団体との連絡体制を事前に構築しておく。  
(団体の名簿への登載など)

**支援者**・要配慮者に必要な特殊な装具等を把握するとともに、関係団体の連絡先などの調達方法の情報を共有しておく。  
(特殊な電池等の販売店との供給協定など)

**市町**・要配慮者に必要となる特殊な資材などを把握し、必要に応じて備蓄等の対応を行う。

※障害者の特性に応じた必要物資は、P42～P45に整理

## 1-11 福祉避難所の事前確認

**当事者** • 市町が指定している福祉避難所の所在や機能等を確認するとともに、生命維持のため必要な機能が不足する場合は、市町と事前に協議をしておく。

(電源確保などの設備的支援や専門スタッフの配置などの人的支援)

• 福祉避難所の利用は、市町において被災者全体の中で整理、決定されることから、常時必要となるサービスや生命維持に不可欠なニーズについて、事前に情報提供を行う。

**支援者** • 要配慮者のニーズを把握し、一般避難所では対応が困難であると思われる場合は、市町に情報提供を行う。

**市町** • 福祉避難所の事前指定を行うとともに、その機能についても広く周知する。（地域防災マップの活用など）  
(新規指定を行った場合も、その都度情報提供)

• 事前に、福祉避難所が必要な障害者の把握を行い、そのニーズに対応できるよう準備を行うとともに、必要に応じて引き継ぐ病院や他の福祉避難所等の確認を行う。  
• 必要に応じて、近隣市町との連携方法の構築に努める。

## 1-12 避難場所等から福祉避難所等への移送

**当事者** • 重度介護が必要な者やバッテリー機器の使用者など、避難場所や、一般避難所での滞在許容時間を事前に市町及び支援者に情報提供する。

**支援者** • 要配慮者の状況を市町等に報告する手段を事前に確認しておく。

**市町** • 避難場所等からの情報収集の方法や要配慮者の福祉避難所や入所施設、病院への移送の方法について、移送対象者に必要な特殊機器の搬送も含め事前に検討しておく。

• 福祉避難所の利用者の選定についての優先度の考え方を事前に整理しておく。（トリアージ）  
(特殊機器等の利用者を事前に把握しておく)

## 1－13 支援者間の連携

**当事者**・迅速な避難対応、支援者の安全確保のため、詳細な情報提供など、最大限の協力を行う。

**支援者**・支援の欠落や重複が起こらないよう、また、情報不足等により、支援者が2次的な被害に遭わないよう、安全確保のため、支援者間で事前の申し合わせ事項や連携方法を整理しておく。

**市 町**・災害時における支援者の対応に関する勉強会や意見交換の場を設け、支援者の支援手法の向上や意識醸成に努める。

- ・地域の自主防災組織、自治会、町内会、民生・児童委員、消防団等の支援関係団体と連携して、個々の要配慮者に対応できる地域の支援体制を整備する。
- ・近隣住民に対し、防災における自助・共助の意識の醸成を図る。

## 1－14 支援者の育成及び専門スタッフの確保

**当事者**・個別計画作成の際には、積極的に避難誘導時や避難生活におけるニーズなどの情報提供を行う。

**支援者**・要配慮者のニーズを把握するとともに、避難誘導や避難生活における配慮の確認や当事者に必要な特殊資機材の使用方法の習得に努める。  
(特殊資機材の例：車いす、ストレッチャー)

**市 町**・個別計画の作成にあわせ、当事者のニーズを把握する。

- ・要望に応じて、支援者を対象とした勉強会や研修会等を開催し、支援手法の向上など、人材育成に努める。
- ・避難所において当事者のニーズに対応できる専門スタッフとなり得る人材の情報収集や当人の意向確認、非常時の連絡体制など、事前の人材確保に努める。

## 2 発災時（初動）

区分	項目	ページ
2-1	災害情報の確認及び避難準備	32
2-2	避難行動支援	32
2-3	避難場所滞在中の配慮	33

### 2-1 災害情報の確認及び避難準備

**当事者**・まずは、身の安全を確保し、個別計画に基づき的確に災害情報を入手し、支援者との申し合わせ事項に基づき、できる限り避難準備を進める。

**支援者**・個別計画に基づき直ちに安否確認及び迅速な避難支援準備を行い、当事者に対しては冷静沈着な対応で臨み、不安感をあおらぬよう配慮する。  
・自身での対応が困難な場合は、申し合わせ事項に基づき、支援関係団体や近隣等への支援を求める。

**市町**・個別計画に基づき、個々のニーズを配慮した災害情報提供を行うとともに、安否確認や避難情報の受信体制を確保し、迅速、的確な情報収集に努める。

### 2-2 避難行動支援

**当事者**・支援者との申し合わせ事項に基づき、自己対応（自助）の実行、確認を行う。  
・支援者の到着遅れや支援者以外の者からの支援の申し出があった場合の対応についても、事前の申し合わせ事項に基づき対応する。

**支援者**・個別計画に基づき、避難行動要支援者の障害に配慮した迅速な避難支援を行う。  
・支援者自身での対応が困難な場合などは、当事者や他の支援者との申し合わせ事項に基づき、支援関係団体や近隣等へ支援を求める。

**市町**・当事者や支援者からの応援要請など、緊急連絡の受信体制及び消防機関等の緊急対応に係る連絡体制をとる。  
(地区の消防団無線やトランシーバーの活用など)

## 2－3 避難場所滞在中の配慮

**当事者**・バッテリー使用機器の充電状況の確認や当日の体調、緊急性のある特別な配慮要望などを支援者に伝え、市町からの指示を待つ。

**支援者**・要配慮者の状況を随時確認するとともに、市町へ報告し、必要に応じて一般避難所や福祉避難所、病院等への移送について、適切な指示を仰ぐ。  
・市町の指示に基づき、移送担当者に引継ぎを行う。

**市町**・避難場所からの情報に基づき、要配慮者の一般避難所や福祉避難所、病院等の移送先、移送方法を決定し、避難場所に指示を行うとともに、必要に応じて関係機関への応援要請等を行う。

※障害者の特性に応じた避難場所での配慮事項は、P 47 に整理



### 3 避難所（一般避難所・福祉避難所）

この場面からの支援は、「避難支援（誘導）」を行う者から「避難所生活支援」を行う避難所運営者やスタッフ（以下「運営者等」という。）に引き継がれる。

区分	項目	ページ
3-1	意思疎通	34
3-2	避難所生活への配慮	35
3-3	特殊な物資等の調達	36
3-4	福祉避難所	37

#### 3-1 意思疎通

**当事者** • 引継ぎがうまくいっていない場合、障害者であること、特殊なニーズがあることを避難所運営者等に伝える。  
(ヘルプカードや意思表示カード等の活用)

- 避難所運営者等の指示に基づき行動する。  
(状況が落ち着くまでは、単独の行動はとらない)

**運営者等** • 個別のニーズに基づき、視覚と聴覚両方から情報提供を行い、要配慮者の発見に努めるとともに、意思疎通方策を講じる。  
(音声放送、プラカード、掲示板（電光掲示板を含む）、チラシの配布、スタッフの目印などの工夫)  
(手話通訳や要約筆記技術を持つ者と聴覚障害者のマッチング  
(手話通訳者と聴覚障害者を繋ぐバンダナの配置など))

**市町** • 避難所の要配慮者の状況把握に努め、必要に応じて特段の支援体制をとる。  
(被災により喪失した個々の意思疎通のための資機材の調達や修理などの対応)  
(聴覚、視覚障害者や知的、精神障害者のニーズを確保するため、関係機関、団体と連携し、専門の技術を持つスタッフを派遣する)  
(独自の対応が困難な場合は、早期に広域応援を要請する)

※障害者の特性に応じた意思疎通の方法は、P 41 に整理

## 3－2 避難所生活への配慮

- 当事者** • 避難所運営者等にニーズをしっかりと伝える。  
(クレームを付けることとニーズを伝えることは別である。遠慮しないこと。)
- 加入団体に対し安否及び状況を報告する。  
(団体独自の支援や情報提供等を受けるため)
- 運営者等** • 要配慮者の状況やニーズを確認し、福祉避難所への移動が必要であると思われる場合は、迅速に市町と協議を行なう。
- 個別のニーズに基づき避難所内での配置等に配慮する。  
(常時介助が必要な者や発達障害者(自閉症児)のスペース確保、電源が必要な者の位置取り、車いす使用者や歩行困難者の動線(通路幅) や視覚障害者の動線(壁伝いやトイレなどの重要な場所まで誘導ロープを張るなど)への配慮など)
- 一般避難者の中からの協力者の確保に努める。  
(特に、重度の視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者へのマンツーマンの対応が求められる)
- 食料品や日用品の支給、その他外部からの支援において、要配慮者が機会を逸したり取り残されたりしないよう配慮する。
- 避難所の環境に適応できずに帰宅した要配慮者がいる場合は、市町に情報提供を行い、所要の指示を受ける。
- 市 町** • 避難所の要配慮者の状況確認に努め、必要に応じて特段の支援(物資、人役)体制をとる。
- 帰宅者に対しても、その実態を把握するとともに、必要な支援の継続に努める。

※障害者の特性に応じた避難所生活への配慮事項は、P 49～P 52 に整理

※障害者の特性に応じた一般避難所設備等は、P 53 に整理

### 3－3 特殊な物資等の調達

**当事者**・必要不可欠な特殊な物資や特別な医薬品の調達について、加入団体やかかりつけ医療機関等と連絡をとり、入手に関する情報提供を受ける。

[特殊な物資等とは、通常の支援物資の中ではその調達が困難な次のようなものをいう]

- ①ストーマ装具や幼児と成人の中間サイズのおむつ等の特殊な消耗品で、避難生活の長期化や物資流通の回復の遅れにより不足する恐れがある物資
- ②白杖や補聴器をはじめとする装具等で避難の際に喪失し、調達できないと生活に大きな支障をきたす物資

・物資の運搬について、必要に応じて、運営者等又は市町に対応依頼を行う。

**運営者等**・関係団体、医療機関、市町との連携、協議など、特殊な物資や特別な医薬品の入手の手助けをする。

**関係団体**・日頃から情報収集に努め、会員からの相談に対応するとともに、市町と連携、調整のうえ支援物資や生活情報の提供に努める。

**市 町**・関係団体、医療機関等と連携し、物資の運搬等について特段の配慮を行うなど、必要な物資の調達を支援する。  
(物資の運搬車両の確保や、運搬車両に係る緊急通行車両の証票交付手続きの補助等)



### 3－4 福祉避難所

福祉避難所は、一般避難所での生活では、状態が悪化し、関連死等が危惧されるなど、特別な配慮が必要な者に対応するため、介護や医療的処置の機能を備えた避難所であり、すべての要配慮者が利用することは困難である。

このことから、要配慮者の支援は、基本的には一般避難所にて行われることを前提として支援対策等を講じる必要がある。

#### **当事者**・（再掲：事前対応（1-11））

福祉避難所の利用は、市町において全体の中で整理、決定されるため、常時必要となるサービスやニーズについて、事前に情報提供を行う。

#### **運営者等**・要配慮者の状況やニーズを確認し、その対応に努めるとともに、介護・介助スタッフの確保に努め、スタッフが不足する場合は、市町へ応援要請を行う。

- ・家族の同伴が必要な場合のスペースの確保に配慮する。

#### **市町**・福祉避難所の状況把握に努め、必要に応じて特段の支援（物資、人役）体制をとる。

- ・介護士、看護師、栄養士などの専門スタッフの不足にあたっては、早期に「広域応援要請」を行なう。

※障害者の特性に応じた福祉避難所設備等は、P54に整理

## 4 事前に対応を取り決めておく事項

### (例示)

当事者、支援者間の「事前の申し合わせ事項」とは、個別計画を補完しあらゆる状況を想定して、事前に対応を取り決めておくもので、主なものとして次の事項が考えられるが、当事者の障害程度や置かれている状況等を踏まえ、個々に支援に必要となる事項の検討が必要。

#### 〔例示〕

##### ①災害情報取得のバックアップに関する申し合わせ

(重要な情報について、近隣住民からの声掛けなどによるバックアップ体制の構築)  
(支援者、協力者、関係機関の連絡先の共有)

##### ②当事者個人の携行品（服用薬品や薬品情報を含む）を持ち出すための申し合わせ

(数量、倒壊の恐れが低い場所への保管、必要な支援者数)

##### ③当事者が使用している機器の取扱いに関する申し合わせ

##### ④平日と休日や日中と夜間の支援体制が異なる場合の対応に関する申し合わせ

(特別支援学校在籍児童生徒などの居住地外の学校や施設利用者においては、市町間連携が必要)

##### ⑤迅速な避難に向けての作業分担に関する申し合わせ

(当事者、同居家族、支援者等の作業分担)

##### ⑥被災時に玄関からの出入が困難な場合の有効な出入口に関する申し合わせ

##### ⑦被災時に当事者が外出していることが短時間で確認できる有効な方法

(外出時に必ず持参する物品が定位置にないなど) (また、外出中に発災した場合、最終的にどう連絡しあうか)

##### ⑧発災からの時間経過に応じた支援者行動の整理

(例えば、即座の対応が困難であった支援者が、一定の時間経過後、既に避難済みの当事者宅に支援に向かい被災することのないようにする)

##### ⑨近隣住民の協力の確保に関する申し合わせ

(要請を行う事態、要請の方法、事前の情報提供)

##### ⑩支援者の到着遅れの認知やその場合の対応に関する申し合わせ

(発災後、何分ぐらいで支援者が到着するか、また、到着が遅れている場合にはどう行動するか) (支援者が到着しない場合の自助) など

## VII 原子力災害発生時の対応

原子力災害は、自然災害とは異なり、人間の五感で感じることができない放射性物質又は放射線の放出という特有の事象が発生する災害であり、災害が発生した場合は、国・県・市町等関係機関から公表・提供される正しい情報を正確に把握し、その情報に基づいて、冷静な行動をとることが重要である。

避難生活で特段の配慮が必要な要配慮者の避難については、社会福祉施設等入所者は避難先の社会福祉施設等へ緊急入所を行い、病院等入院患者は病院等へ搬送を行うものとする。ただし、受入先の調整に時間を要する場合は、一般の避難所への避難も含め、避難を優先し、一般の避難所等から社会福祉施設へ移送又は病院へ搬送等することとする。

また、在宅要配慮者については、まずは一般の避難所へ避難したうえで必要に応じて福祉避難所へ移送を行うものとする。ただし、避難する際、既に福祉避難所の受入先を確保し移送手段が用意できている場合は、直接避難を行うものとする。

なお、要配慮者の避難については、避難に伴うリスクを極力避ける必要があるため、受入先や避難手段の確保等の避難準備を早期に行うものとし、放射性物質の放出のおそれ等がある場合は、状況に応じて屋内退避を組み合わせるものとする。避難の開始時期は、搬送手段及び避難先の準備が整った段階とし、放射性物質の放出のおそれ等がある場合は、状況に応じ屋内退避を組み合わせるものとする。

(愛媛県広域避難計画より)